

発議第10号

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和6年12月10日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会運営委員会  
委員長 梶原 睦也

理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が施行されたことにより、地方議会に関連する手続きについて一括してオンライン化を可能とする規定を設けるため、嬉野市議会会議規則の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則

嬉野市議会会議規則（平成18年嬉野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条の2」に改め、「第162条」の次に「・第162条の2」を加え、「第164条」を「163条の2－第164条」に改める。

第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項中「認めるときは」の次に、「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であっても緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第18条第1項ただし書、第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条中「投票する」を「、投票する」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項、第54条第1項及び第75条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第78条第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第91条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第91条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互の認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第95条中「行う」の次に「ことを例とする」を加える。

第97条中「承認を要する」を、「許可を得なければならない」に改め、同条に

次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第111条及び第113条中「すべて」を「全て」に改める。

第114条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第124条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第133条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第134条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第136条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第136条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第136条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第137条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンライ

ンによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第138条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第139条中「これを請求しなければ」を「、これを請求しなければ」に改める。

第140条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第147条中「外とう、襟巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第152条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第154条中「すべて」を「全て」に改める。

第156条中「ことは」を「ことが」に改める。

第7章中第162条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第162条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、嬉野市議会委員会条例(平成18年嬉野市条例第152号)の例による。

第9章中第164条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第163条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に

関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、請願書、陳情書及び意見書等は除く。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第135条第1項及び第136条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等について

は、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第163条の3 この規則の規定（第27条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。ただし、請願書、陳情書及び意見書等は除く。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。